

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「林野庁森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務」の契約締結について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日改定（閣議決定））において民間競争入札を行った「森林技術総合研修所庁舎の管理・運營業務」については、次のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の氏名・名称 八王子建物管理・ダイコー グループ  
代表企業 八王子建物管理 株式会社  
構成企業 株式会社 ダイコー

2 契約金額 ￥38,232,000-  
(うち消費税及び地方消費税￥2,832,000-)

3 本件業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質  
(1) 当該事業者は、研修所庁舎内の警備業務、清掃業務及び設備管理業務を実施することとする。  
(2) サービスの質の設定  
本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。  
ア. 管理・運營業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
管理・運營業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに当該公共施設における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。	利用者の満足度	・研修所が研修終了時に行う施設利用者（研修生）へのアンケート調査（満足、やや満足を肯定的回答とするもの）の満足度85%以上（全研修のうち1/2以上を抽出して実施：目標回収率90%以上）
	品質の維持	・研修実施中に管理・運營業務の不備に起因する冷暖房、給湯施設の停止がないこと（0回）
	施設・設備の保全	・施設・設備について管理・運營業務の不備に起因する破損、損傷がな

#### イ. 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における基準は、各業務の仕様書に定める内容とする。ただし、仕様書については、改善提案を行うことができる。

##### ① 警備業務

指定された業務内容を実施し、施設及び敷地内における事故や犯罪の発生を予防すると共に研修生活の秩序を維持し、非常事態の発生又はその発生が予測されるときは速やかに対応及び報告をする。

##### ② 清掃業務

指定された業務内容を実施し、施設及び敷地内の清潔を維持し、快適な環境を保つ。

##### ③ 設備管理業務

指定された業務内容を実施し、機械設備の点検や運行を適切に行い、異常等ある場合は、応急措置を行い、研修所に報告する。

#### ウ. 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し公共サービスの質の向上に努めるものとする

##### ① 管理・運營業務の全般に対する改善提案

民間事業者は、別に定める様式に従い、管理・運營業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提示を行うこととする。

##### ② 別に定める仕様書に対する改善提案

民間事業者は、別に定める各業務の仕様書に対する改善提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書のレベルの質が確保できる根拠等を提示すること。

#### エ. 改善計画書の提出

① 研修所は、事業期間中、上記アに掲げるサービスの質が確保されていない場合は、改善を求めることができ、民間事業者は改善の指示を受けた場合は、速やかに改善計画書を研修所へ提出する。

② 研修所は、民間事業者から提出された改善計画書について、審査し、実効性があると判断すれば承認することができる。

#### 4 本業務の実施期間

契約期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日の3ヶ年

#### 5 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置

##### (1) 報告等について

##### ア. 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、警備、清掃、設備管理の各業務を行うにあたり、事業開始日ま

でに管理・運營業務計画書を作成し、研修所に提出すること。

#### イ．業務報告書の作成と提出

民間事業者は、警備、清掃、設備管理の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- ① 民間事業者は、業務日報を作成し、業務期間中常時閲覧できるように保管、管理する。
- ② 民間事業者は、業務月報を作成し、翌月の5日（但し、当該日が閉庁日の場合には、直後の開庁日）までに研修所へ提出する。
- ③ 民間事業者は、事業年度終了後、4月10日（但し、当該日が閉庁日の場合には、直後の開庁日）までに年間総括報告書を研修所に提出する。

#### (2) 研修所による調査への協力

研修所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき民間事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする研修所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### (3) 指示について

研修所は、民間事業者による各業務の適正化かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、直ちに指示を行うことを可能とする。

#### (4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して研修所が開示した情報等（公知等の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

#### (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ア．業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は締結された本契約や定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、研修所の承認を受けなければならない。

##### イ．公正な取り扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由な

く区別してはならない。

② 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③ 金品等の接受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝をしてはならない。

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

(i) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(ii) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研修所の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託の取扱い

(i) 民間事業者は、本事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

(ii) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

(iii) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には再委託に関する事項を明らかにした上で研修所の承認を受けなければならない。

(iv) 民間事業者は、上記 (ii) 及び (iii) により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

6. 第三者に対する損害賠償に関し当該事業者が負うべき責任に関する事項

(1) 研修所が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、研修所は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について研修所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研修所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研修所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は研修所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。